



Title	我らが民主主義、その系譜：一揆、ドゴイラン、憲章77
Author(s)	吉本、るり子
Citation	モンゴル研究. 2022, 31, p. 48-57
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/102423">https://doi.org/10.18910/102423</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 《雜 感》

# 我らが民主主義、その系譜 ～一揆、ドゴイラン、憲章77～

吉本 るり子

民主主義、私のなかでは、どこか欧米からの輸入もののような気がしていた。「一揆」について読んで、日本にも土着の民主主義があつて、脈々と続いてきたことを知った。アヨーシの牧民運動について読んで、モンゴルの民主主義を思った。いまは知らないながらも、そこにも民主主義の系譜がある。生業と民の存在形態、その歴史的変遷をたどっていくと実態が見えてくるのではと思う。

日本の「一揆」についての研究成果と手法を、分析の武器と励みにして、モンゴルのドゴイラン運動について、探求してみたいと考えている。

まずは、一揆から。

### 1.「一揆」

#### ◆「一揆」ということ

「一揆」とは本来、「<sup>みち</sup>揆を一つにする」という意味だという。

日本において中世、とくに14世紀から16世紀の中世後期、一揆が多く結ばれた。

久留島典子氏は次のように述べる。

「一揆と聞くと、農民の権力者に対する反乱をイメージしがちだが、実はそれは近世になってから一揆の一つの側面が強調された結果であつて、中世における一揆はもっと広い概念であった。一揆とはある目的を持って組織や集団をつくること、そしてつくられた集団自体をいうのである。だから、農民や都市民だけでなく、武士たちも、僧侶も神官も、あらゆる階層で一揆が結ばれた。」(久留島2001)

勝俣鎮夫氏によれば、「個々ばらばらの利害対立をしめす社会的存在としての個人を、ある目的のために、その諸関係を止揚して一体化する手続きをとつて結束した特殊な集団が一揆であった。」「その目的を達成しようとする個人個人が、現実の社会的存在のままでは達成することができないと意識されたため、そこに現実のありかたとは異なつた、日常性や現実性をこえた特殊な集団を結成することが必要であった。」そして、集団は「特定の手続きや作法に従つて結成され、それに応じた特殊なメンバーのありかたを示す」(勝俣1982)のである。

以下、「一揆」について、『一揆』(勝俣1982)より、私の問題意識、関心に基づいてまとめてみる。

一揆の集団結成の作法、手続きについてのキーワードが「一味同心」「一味神水」である。

#### ◆一揆の作法・手続き「一味同心」、「一味神水」

一揆結成の際には、現実の関係を止揚しメンバーの平等性を確保し、「所存を残すべからず」と徹底的な話し合い(「衆議」)が行われ、出席者全員の自由討論に基づく多数決制で議決し(「多方の議」)、こうした集会の決定はメンバーの共同責任に帰せられた。

一揆の際の作法として「一味神水」があり、一揆のメンバーのあり方を示すものが、「一味同心」である。

「一味神水」とは、具体的に、次のようなものであった。

「この一味神水という行為は、それに参加する全員が神社の境内に集合し、一味同心すること、その誓約にそむいた場合いかなる神罰や仏罰をこうむってもかまわない旨を書きしるし、全員が署名したのち、その起請文を焼いて神水にまぜ、それを一同が回し飲みするというものがこの時代のオーソドックスな方法であった」「起請文は通常2通以上作成、一通を神殿に籠め、一通を焼いて飲んだ。」(勝俣1982)

一揆契約状は神仏に誓約する起請文の形をとり、参加者全員が連署した。

#### ◆一揆の平等意識、連署から

一揆契約状の署名の形態として、特徴的なのが、① からかさ 奉連判および、②署名の前の「孔子次第」、「次第不同」等の文言の明記である。

①の奉連判は、円形の連判によって、②の「孔子次第」は多人数の署名において、「籤によって順序を定めた」、「次第不同」は「順不同である」ということで、署名の位置の前にこの文言を明記することによって、署名者(一揆メンバー)の平等を表明している。現実の社会においては身分の上下がある署名者を「平等」であるとする。換言すれば、こうした平等意識にさえられつくり出された集団が一揆なのである。

「一揆に張本人なし。」江戸時代の百姓一揆の奉連判形式について、幕藩権力の百姓一揆に対する厳しい弾圧という条件のなかで、一揆の張本人を隠すためにおこなわれたと言われているが、「一揆に張本人なし」という考え方たは古くから一貫してみられるもので、寺院の一揆契約状にも、「一味同心の契約の作成によってあきらかなように張本はない。上部権力より張本人をもとめてきても、これを見放してはならない」とある。農民一揆においても、13世紀東大寺領の一揆において、東大寺は張本の百姓の処罰をおこなおうとしたが、荘民は「1人でも処罰するならば逃散する」と抵抗した。(勝俣1982)

平等意識の背景には、一揆の「一味同心」という結合形態がある。

#### ◆「衆議」の絶対性

一揆契約状の条項には、「一揆中のメンバーの紛争の裁定に際し、メンバーが兄弟、叔甥、縁者という関係関わることなく、個人の主体的判断に従って理非の意見を開陳すること、そのようにして多数決で決定した一揆の裁定に対する違反者には、同じく縁者・重縁の関係を断ち切って衆議の決定を尊重した行動をとることが定められているものがある」という。

現実生活の場の「縁」を止揚して形成した「共同の場」である一揆。そこで衆議は主人の命令、族的規制力にまさるものとされたという。

#### ◆一揆の変遷

一揆は時代の進行とともに変遷する。一揆は、主体、目的を異にし、様々な形で現われる。

中世後期の南北朝時代、室町時代、戦国時代は一揆の時代といわれ、一揆が全国いたるところで結成され、社会構成上の転換、社会集団のありかたの変化がみられる(勝俣1982)。

中世前期において一般的であった武士団は、分割相続を前提にしながらも、一族が惣領を中心に結合し、一族という血縁集団が団結し、一族としての所領を支配していく惣領的結合が一般的であった

が、相続形態の変化などから解体していき、近代につながる家が出現、一方で地域共同体としての惣村が形成されてきた。このような家や村を、それぞれの目的により結集する集団として、広く一揆が結ばれた。

#### □武士たちが結集した「軍陣一揆」

集団戦への移行を背景に、弱小武士らは、相互協力によってその力を発揮するために、軍事集団、一揆をつくって戦闘に参加した。

#### □南北朝期に見られる「地域の一揆」(安芸国の人一揆、山城国一揆、伊賀の惣国一揆等)

南北朝の動乱期にみられる地域的一揆は、一揆契約状に日常的な場での相互関係を定め、在地領主相互の「平和」を目的とした共同体としての性格を強めていったという。

#### □「惣莊一揆」

惣村の成立によって「惣莊一揆」という、村落共同体をバックにした、構成メンバー全員(名主+小百姓)が参加する一揆がうまれるようになった。惣という重層的な階級構成をもつ村落共同体を、一揆という形をとることにより、別の次元の、成員を平等とする「共同の世界」を一時的につくりあげた。「惣莊ことごとく一揆せしむ」というように、領内の全員が一揆に参加したことをかかげることによって、正当性を述べる。

#### ◆一揆の輪のひろがり 「与(組)郷」、重層構造の一揆

各地で惣村が出現していくが、室町時代以降、各地で用水をめぐる問題、山野の共同利用の問題、惣村の境界をめぐる紛争等、領主の支配領域と一致しないことから領主間の問題としての解決が困難となることが起きた。戦国時代、各地に与(組)郷という惣村を結ぶ組織体がみられるようになる。与郷は、それぞれの目的に応じて一揆契約が結ばれた惣の連合体だった。与郷の目的は、用水の共同利用から逃散の際の相互扶助など様々で、必要に応じて広範囲に結成された(例えば15世紀初めの自治的共同組織「山科七郷」)。

また、戦国時代、身分の異なる二つの集団がそれぞれ一揆を結び、その内部に重層的な一揆構造をもつ「一揆」が各地に出現した。例えば、侍身分の一揆の下に、百姓身分の一揆があって、二つの一揆が一つの「一揆」として行動した。この場合、領主-百姓、主人-被官という縦の関係と侍身分のものの一揆、百姓身分のものの一揆といった横の関係が組み合わされている。

#### ◆在地領主の創出した「共同の場」の崩壊過程

在地領主等の創出した「共同の場」は、戦国動乱のなかから登場した戦国大名が、これらの一揆の保証者・代表者というかたちでたち現れ、一揆を自己の権力体系の中に次第にくみこんでいき、その権力構造を樹立したことで、やがて権力の「公の場」に変わっていく。一揆契約状の条項は、戦国大名の権力の法にとりこまれ、一揆の衆議の絶対性は戦国大名の「公儀」に転換してゆく。そして一揆の背景にあった「神慮」は「公権力の権威」にすり替えられていく。

#### ◆農民の一揆 農民の存在形態、百姓身分の形成、本主、「世直し綱領」

農民の一揆に限ってみれば、それは農民の存在形態と農民を取り巻く社会のあり方が大きく影響している。農民の一揆の変遷は、社会的存在としての農民がどうあったかということの反映である。

鎌倉時代前期までの農民は、根本住人と呼ばれる少数の有力な農民をのぞき、かならずしも土地との結びつきが強くなかった。やがて農民は、長いあいだの土地の耕作の事実をとおして、その耕地との結びつきを強め、定住化し、これらの小百姓を含めた惣村が成立し、一方、社会身分(江戸時代の

幕藩権力によって社会秩序として編成された身分ではなく、社会のなかからつくりだされ認められるようになったもの)である「百姓身分」を形成していく。百姓という共通意識が農村における惣的結合、さらには農民一揆の基礎に存在した。

#### □土一揆・徳政一揆 徳政の主体

15世紀、近畿地方中心に、各地で土一揆が発生。この土一揆の要求のほとんどが「徳政」で、幕府などに徳政令発布を要求した。徳政の要求主体は土民(百姓)の一揆であり、少なくとも土民に土一揆という形態が徳政要求の権利主体としてふさわしいものと自覚されていて、蜂起した土民(百姓)側の意識としては、自分たちは土一揆を結んで徳政を要求するのであるから、その要求はみとめられてしかるべきであるといった主観的意識が存在したという。さらに室町時代、土一揆が徳政を実施、現実の問題として土一揆が、徳政要求のみならず幕府や朝廷とならぶ徳政実施の主体として存在することが意識されていたという。徳政の要求内容と土民の存在形態の結合がみられ、土民こそが、徳政を要求する権利をもつという徳政要求の論理があった。これには百姓の自己の耕作地に対する所有意識の確立、百姓身分のあり方の形成が基底にあって、「土地は百姓のもの」「百姓は土地と結びついたもの」という社会観念の定着があるという。

一方でこの時代、貨幣流通の発達にともない、酒屋、土倉、寺院などの高利貸し資本が農村へ浸透していく。各地に高利貸業を営む蔵元が輩出、農村にも資本を投下し、土地を積極的に集積した。これは、過重な課役負担に苦しむ農民が、納入のために、蔵元などに土地を売却、あるいは金を借り、債務には抵当が必要で、この場合抵当には彼らの保有地があてられたが多くの場合、負債は返却されず、土地が質流れとして蔵元などの手にしだいに移っていった。債務は個人だけでなく、惣が債務を負うことも多く、例えば、領主が徵収しようとした段銭を莊民が不作で支払えず土倉に借金し、惣が明年払うという措置をとり、土倉と惣の間の貸借関係になった場合が知られている。高利貸し業を営む者が莊園の代官を請け負う場合が多くみられるようになり、未進の年貢に利子をつけて払わせる等、課役の債務化により農民の土地を手に入れるといったことがおきていた。土一揆の徳政要求の背後にはこうした社会的経済的条件が存在したのだが、農民の徳政要求の質入地、売却地の取り戻し運動には、農民の土地保有を確立させる根拠となった觀念、農民の土地所有觀念が作用したと考えられている。

#### □農民の土地所有觀念 本主との強い結びつき

人と物との間で、最初の持ち主(人)と物(とくに土地)との強い関係は、世界史的に見られ、日本においても同じく存在していると考えられているという。

古代日本において「売る」の話は、所有権の完全な移転を意味するものではなく、請戻し・買戻しが常に前提にされていたという(『日本古代土地所有の研究』菊池康明)。中世社会における土地売買形態は、土地の有期的、もしくは請戻し留保付き売買がむしろ一般的であり(元金持参で請戻す本錢返し、期限つき売却である年期売等)、「取戻し不能の売買、確実に保護される債権」はむしろ「不自然な売買、得意な貸借」であったこと、また、没収地になお潜在する、もとの持ち主(本主)の再給与期待権などの存在より、中世社会の人びとにとって所有の移動は「仮りの姿」であると意識されていた(笠松宏至)という。土地と本主の一体感、移転した土地は「仮りの姿」といった考え方、こうした土地所有觀念が長年の耕作の事実によって、百姓がその土地に保有権を確立させていった觀念であり、社会的に認知された百姓身分を生み出したものであるとともに、徳政要求の正当性をさえた基本觀念であったと

いえるという。

#### □百姓身分の形成

1588年、豊臣秀吉は刀狩令を発令した。刀狩令の第一条では、諸国の百姓らが刀、脇差、弓、槍、鉄砲などの武具を所持することを禁止し、今後一揆をおこせないようにすると述べ、第三条は、百姓は農具だけを持って耕作に励めば、子孫代々まで無事に暮せるといった百姓のあり方の規定で、土一揆の諸要求の基調に流れる、土地耕作の事実をとおして次第に獲得しつつあった土地保有、それを軸にした百姓身分の形成の自覚といった観点からみると、この規定は、土一揆の敗北を示すものではなく、土一揆の希求したもののひとつの帰結、その成果のひとつの結実を保証したものと評価できるという。長いあいだ百姓が願ってきた「百姓」のありかたを体制的に完成しつつある秀吉の主観的自負の表明でもある。刀狩令により、秀吉の兵農分離政策の一環として、かつて領主であった武士だけでなく、農村の地主であり、惣の指導者として土一揆などの一揆の先頭にたった、武士化しつつある地侍も「士」として城下町にあつめられ、村落からきりはなされた。

また、太閤検地によって荘園制の収取機構の単位であった名は否定され、その結果、名主のもとで耕作していた百姓たちは、直接的にその耕地と一体的に把握され検地帳に登録されるようになった。百姓たちの田畠に対する保有権は、検地帳に登録されることによって国家的に保証され、百姓は国家の構成員として、その身分を規定された。このような「小農」とよばれる百姓たちは、幕藩制初期、権力がその基盤としたものだった。\*

#### □江戸時代の一揆

江戸幕府はあらゆる一揆を厳しく禁止、「一揆」という言葉があらゆる公文書から消えるが、17世紀前半、各地で出された徒党禁止令には、「徒党を結び、起請文を書き、神水をのみ一味同心することは、公儀の禁止事項である。こうした輩は、たとえ道理あるとしても罪科を負う」とあり、これは反面、一揆の継承を物語る。

江戸時代の幕藩体制下、全国各地でさまざまな(越訴型、全藩一揆、世直し一揆等)一揆が結ばれた。

江戸時代の一揆の初期に多く見られたのが、村役人層を代表にした越訴型だが、やがて個々の村落をこえた全藩規模の百姓が領民の意識で団結した全藩一揆、強訴や打ち壊しを主とする型へと展開、さらに18世紀後半には、支配領域をこえた広域の一揆もおこり、この時期の一揆は、商品流通の展開によって生み出された貧農・半プロレタリア層が主体となって世直し的性格をおびるようになるという。

17世紀後半、農民の間に階層分化がおこり、自然条件などから過重な年貢を納入できない小農が、地主や商人に田畠を質入れし、年貢を納め、みずからは小作人となって質入れした田畠を耕すといった質地小作関係が多くみられるようになった。幕府は1721年流地禁止令を発布した。その主な内容は、①今後質入れした田畠は期限までに債務を返済しなくとも質流れにならない。②債務が返済できない場合、証文を新しく書きかえ、そこで定めた元金は無利息で年賦で返済し、それが元本の額に達したとき田畠は質入れ主のものとなる。③1717年以降の質流地は債務返済によって取り戻すことができる。④貸主がその質地を質入れ人に小作させている場合、年間の小作料は借用金の1割5分以下にするといったものであった。その目的は、幕府がかつてその基盤にしていた「小農」の経営を立て直し、その上にたって年貢を確保するといったものであった。

この流地禁止令を、質地および質流地の無償返還を認めた「徳政令」と誤解し、また虚報により質地

騒動が起きている。虚報や徳政令との誤解の背景には、中世農民の「徳政」要求をさえた観念、土地とその耕作者は一体のものであり、切りはなすことはできない、移転した土地は本来の持主のもとに戻るのが正しい姿であるという考え方と、法令の土地は本来の持主のもとに帰るべきものとする趣旨の重なりがある。

18-19世紀には質地騒動や打ちこわし一揆が多発したが、この時期の百姓一揆の要求の一つ質地の返還要求の根底には、百姓たちの長年の土地の事実上の耕作による土地保有権利の獲得、その事実に基づく土地との一体化観念が存在すると考えられる。

19世紀には、商品経済の発達により、農村の構造上の変化が進展、農民層の分解が激化し、農村の階層は、・高利貸しを営む豪農、・土地を集積した豪商、・自作農を中心とする農民、・出稼ぎなどの賃労働で生活を補う小作農民を中心とする「半プロレタリア」層ともいえる下層農民への分化が明確になる。世直し一揆の主体勢力は、土地から切りはなされた、または切りはなされつつある「半プロレタリア」層だったという。

幕末から明治初年にかけての世直し一揆は、スローガンは「世直し」だったが、要求の中心は、質地の返還、貸借の破棄で、行動の中心は豪農や豪商の家や財産の徹底破壊である「打こわし」だが、基本的には「徳政」をスローガンとした徳政一揆とそれほど相違はなかったという。

#### □「世直し」一揆

世直し一揆のスローガン（破壊を正当化する）には、「窮民を救う」の他に、「世界平均」「平等の世」という平等の社会建設をめざすものが存在したという。彼らが願望した平等な社会の平等とは支配層である武士などをふくめた平等ではなく、主として彼らの生活している農民の世界における平等で、「小農への回帰」の願望が強くあり、小生産者としてみずからの方を本来のかたちに回復しようとする意識、復活・再生の観念もまた徳政の本質をなすものだという。

民衆思想のなかに根強く生きていた徳政思想に裏打ちされた世直し要求は、江戸幕府の崩壊、明治政府の成立という政治体制の交替のなかで「代替り」として噴出し、潜在的に存在していたその目標は、具体的な形をとってあらわれた。例えば、広島藩では、1869（明治2）年には「徳政平均」「田畠貧富平均」実施の流言、1871年には田畠山林の収公と人別土地平均配分実施の流言があり、1870（明治3）年陸奥国の質地騒動では、これまでの貸借関係が破棄されたとして質地の返還を要求したという。このように「王政復古」「御一新」の号令に対応して、全国各地で風聞というかたちで「土地均分」の願望が噴出した。

#### ◆「世直し綱領」 理想の世

1868（明治元）年、新政権に敗れた会津藩領において、藩降伏直後の10月に起きた会津世直し一揆では、その世直しの構想を具体化した「世直し綱領」を定めている。この「世直し綱領」では、・「組」といった郷村組織を中心とした世直しの実施、・村の名主（肝煎）を改替、組の長である郷頭の特権をはく奪、・名主から、旧体制下の土地台帳（検地帳、年貢帳、分限帳等）を没収し焼却、・質地の返還を組ごとに決定、・一ヵ年から三ヵ年の無年貢、・小作地の無償返還、等を要求している。

政権交代の混乱の最中、驚くべきことに農民たちは既に次の世の自分たちのあるべき姿を「世直し綱領」に明確に描いていた。この綱領には、第二次世界大戦後の農地改革でようやく実現した自作農の創出も内包している。

## 2. ドゴイラン

目を転じてモンゴル。ドゴイラン運動についてまだ手つかずの状態だが、気になる場面、事項をいくつか挙げてみようと思う。

### ◆バルジュナ湖での誓い

「一味神水」で思い出されるのは、チンギス・ハーンの伝記で、チンギスがケレイト族との戦闘においてケレイト軍に圧され、バルジュナ湖に来てその濁った水を泥を濾して飲んだが、その際、「ケレイト族と命を惜しまず戦い、忠誠を尽くした僚友たち(нөхөд)の恩義を決して忘れない」と誓う場面である。「後に、バルジュナ湖の水を共に飲んだ勳功者として、彼らに敬意を払い尊重する慣わしとなった。バルジュナ湖の水を共に飲んだ忠臣は19人であったという。…『元史』ではこれらの忠義の者たちを、「バルジュナ湖の水を共に飲んだ功臣」と述べている。」(ナツアグドルジ2016)

19人のメンバーは、氏族の関係をこえてチンギスに集結した僚友たち(нөхөд)、オルト・ドリーン・ムース自由民(урт дүрүүн хүтүүс)で、13世紀初頭、モンゴルが新しい関係と集団を形成していくひとつの象徴のような場面である。

### ◆牧民アヨーシ等の闘争、ドゴイラン運動

19世紀末～20世紀初頭のハルハ・モンゴル、ザサクトハン・アイマクのマニバザリン・ホショードで起きたザサク・ノヨン、マニバザルに対する牧民アヨーシ等の闘争は、2期に分けられる。第1期の蜂起は1903年で、成功をみず、まもなく制圧された。第2期は、1911年に始まり、ほぼ1918年まで続いた。第2期ドゴイラン運動は高揚し長く継続され、民は粘り強く激しく闘った。第2期のドゴイラン結成のようすを歴史家 Sh. ナツアグドルジは次のように叙述する。(Нацагдорж1956)

「民が牢獄の番人と闘ってアヨーシたちを救い出したという知らせはまたたく間にホショードや町に広まり、蜂起の中心地となったフンディーアムに集まってきた人々は、たちまち200人近くとなった。彼らは管轄のノヨン、官吏、強欲な商人等の様々な抑圧を受けて搾取され、我慢と怒りの極限に達した民衆だった。こうしてモンゴルの歴史上”ツツツエック・ノーリン・ドゴイラン”と呼ばれる民衆の組織が誕生した。…”ツツツエック・ノーリン・ドゴイラン”が結成された時以来、実際にホショード内には、ドゴイランとザサク・ノヨンの役所といった二つの機構が存在することになった。民衆はドゴイランに集結し、管轄のノヨンの命令を拒否し公然と逆らって、税を納めない等の闘争を開始したため、大衆の面前でザサク・ノヨンの権威は地に落ちた。」

闘争が長引くなか、彼らは訴訟による闘争への転換を決める(「衆議」による「多分の儀」でもって)。

「…そしてドゴイランのある会議の席で民は、管轄のノヨンおよび旗の盟長から派遣されてきた官吏のいずれにも裁判させることなく、盟長の裁判を直接仰ぐこととした。運動の指導者であるアヨーシとその仲間たちは、積極的に闘うことを探んでいたが、ドゴイランの大部分の意見に従い、ノヨンと訴訟闘争を行うこととし、その準備に取りかかった。」

しかし裁判所が民の苦情を取り上げ審理せず、裁判を引き延ばしているうちにザサク・マニバザルは病で死去し、運動はその対象を失い終焉となった。

第1期の訴訟文書は残っていないが、第2期の訴訟文書は、44項目の苦情を記した添付文書とともに記録として残っている。この訴訟文書に関して Sh. ナツアグドルジは次のように記している。(Нацагдорж1956)

「何はさておき、訴訟文を正しく作成することが重要であったためドゴイランの人々は、アヨーシを例のギジェー老人(ギジェーは、ザサクトハン・アイマクで、アヨーシ以前に民を率いてノヨンと闘い名を馳せた人物)のところに遣ることにした。ギジェー老人は他のホショーに住んでいたため、アヨーシは数日の旅を経て至り、ノヨンとどのように訴訟を行つかについてギジェー老人に相談し、訴訟文を民の望むように書いてほしいと頼んだ。ギジェー老人は了解して、訴訟文に、ドゴイランの人々が何日間も食べず眠らず協議して合意に達した意見、要求を入れた。訴訟文に言葉づかい文章面での修正を加えたのはギジェー老人ではあったが、元々こうした意見を出したのは、アヨーシとその仲間たちだったと言ってよい。・・・この訴訟文では、165人がひとつにまとまり、数々のことでのホショーの民を抑えつけ苦しめるノヨンと訴訟闘争を行うことになった子細を述べ、最後に罪あるノヨンを罰して民の苦情を解決することを要求している。」

165人がひとつにまとまり「衆議」をつくし「同心」したようす、多数決での議決(「多分の儀」)に従い訴訟闘争へ転換したこと、運動の先達であるギジェー老人の存在・助言、ドゴイラン運動の継承などが読み取れる。こうして作成した訴訟文書の最後に、ドゴイランのメンバーは環状に署名した(日本でいう傘連判の署名。ドゴイランの名前の由来でもある)。一揆にも比定されうるドゴイラン運動の姿が垣間見られる。

#### □添付文書44項目の苦情から 牧民と土地

この文書には土地に関する苦情が2項目ある。

苦情第7項目：「ハチンフよりツェツエック・ノールの東西二つのボルハントからイフ・ボゴスの先のオラーン・ハイルハンまでおよびジャルチンゴムボフォルジの土地から境まで、ことごとく見張りを置いて領主<sup>ザサク</sup>の四種の家畜を放牧し、他の者、税の帳簿に記載された家畜の飼育をしている少数のタイジやアルド等を見張り、放牧する土地がないようにした。」

苦情第41項目：「領主<sup>ザサク</sup>が見張りをおいている土地で放牧したとして罰し、ザンダンの馬1頭、ダムディンの牝牛1頭、バガ・ハルタルの去勢したヤク1頭を没収した。」

これらは牧地を領主が独占的に使用していることに対する牧民およびタイジの苦情で、自分たちの家畜でもって税を納めているのに牧地が使えないとは、といった抗議である。

#### ◆牧民と土地（牧地・水源）

ドゴイラン運動の基底にある牧民の存在形態を探るために、牧民と土地・家畜との関係や当時の社会構成を知る必要がある。

当時の土地に関して、ナツアグドルジは次のように述べている。(Нацагдорж1978)

「元来モンゴルの国土の主はハーンだったが、清朝支配下の時期には、清の皇帝となった。清の皇帝はザサク・ノヨンにホショーの地を与え、世襲の領有を認めた。」「ホショーの領主であるザサク・ノヨンは、ホショー内の水源、牧草を管理・支配し、ホショーの良好な土地、特に冬季の牧地を優先的に使用した。領主は自分の家畜の春营地・冬营地を先取りし、民には立入禁止とし特別な標識(пайз)を立て、時には見張りをおいた。いずれのホショーにおいても、領主の畜群の越冬の牧地は確保・指定されていた。領主の畜群の越冬のための牧地が領内の大部分の土地を占め、一般牧民の牧地が狭められ困窮する場合もあった。」「領主の通常および臨時の牧地を除いた土地が他の住民の共同利用の牧地であった。牧民は、ホショーから出てはならなかった。領主が牧民たちの牧地を指定していたため、領主<sup>ザサク</sup>の指定する土地を利用しなければならなかつたため、ホショー内であっても自由に遊牧すること

はできなかった。」

牧民の牧地の利用・配分については、地域によって様々なケースがある。(Напагдорж1978)

「遊牧は四季常に牧地を換えるので、各戸単位で土地を割り振ることは不可能なため、ソム、オトグ、バグ単位で土地を示し与えたが、指定された土地では足りず、家畜の移動によりホショー内の他のソムでも放牧することが多かった。」「(1883年のセツエンハン・アイマクの事例で)ホショーの役所が指定した土地に戻るよう厳寒期にオトグの民を追い払ったとオトグ長が抗議している。」「(1899年サイン・ノヨン・アイマクの盟長からの牧地配分についての文書には)我がアイマクの多くのホショー、シャビの土地では、元来、ホショー全域で遊牧し共に利用していた、一部では、人別に分け与え遊牧することもあったと記されている。」「ホショーの土地を戸別に割り当てていた事例として、サイン・ノヨン・アイマクのダライツウフルワングー・ホショーが挙げられる。人民政府時代、行政機関設置の際、人民会議決定に、"我がホショーは元来狭く岩や木々が多く密で、草や牧地が均等でないため、昔から、冬季の牧地や冬营地(өтөг бууц)を世帯(айл өрөх)別に配分することが行われきた"と記されている。これによると同ホショーでは、冬季の牧地・冬营地だけでなく、夏季・秋季の牧地も各戸に割り当てていたのである」という。

土地の私有に関しては、ホショーの土地を共同で使用する場合、夏・秋の牧地は共同で使用し、冬季は牧地、特に冬营地を各世帯に分配、使用することが行われた。特にハンガイおよびハンガイとゴビの境界地域で広まっていた現象だった」とする。冬营地については、「"алгал хураасан өвөлжээ" (獣糞集めの冬营地)、"хороо барьсан өвөлжээ" (囲いを建てた冬营地) といった2種類があり、元々「主のいない土地は自分のもの」という慣わしだったため、後には長年占有してきた牧地・冬营地が私有化される傾向が見られ、冬营地の売買や貸借も少なからず行われるようになった」という。草刈り場 хадлангийн газар も囲って長年使用し、私有化の傾向がみられ、争いや訴訟も起きていた」という。純粹なゴビ地域では、井戸を所有することが少なからずあり、ゴビの事例では、井戸を掘削した者、修理して使用可能にした者の私有財産と見なして相続し、誰それの井戸と呼んでいた」という。法令集『ハルハ・ジロム』でも、掘削した者の所有権を認めている。「本主」といった理解だろうか？

牧畜(遊牧)という生業の特徴、特に家畜と土地の関係、牧民と家畜と土地の関係を注意深く見ていく必要がある。

#### ◆ドゴイラン運動の継承と広がり 1921年の人民革命へ

牧民アヨーシ等のドゴイラン運動以前・以後にも、牧民運動は数々起きている。1756年のチングンジャブの反清蜂起以後、18世紀末～19世紀にかけて地方で牧民運動が継続して発生していた。訴訟闘争も19世紀前半から多発、大きいものでは1800年のセツエンハン・アイマクでの盟長サンジャイドルジに対する訴訟、1815年のトウシェートハン・アイマクのツェレンドルジ・ホショーの訴訟、1834-42年のセツエンハン・アイマクのドガルツェムベル・ホショーの訴訟、また、1837-40年の同アイマクのトグトフトゥル・ホショーの民衆蜂起・訴訟等が起きている。(Напагдорж1963)

アヨーシ等のドゴイラン運動は民衆の間に共鳴を呼び広がりを見せる。アヨーシ等のドゴイラン運動の第2期についてナツアグドルジは次のように述べている。(Напагдорж1978)

(1913年秋にようやく開始された裁判)「アヨーシたちの件の裁定は、人々の関心を大いに引いていた。民も兵士も、アヨーシとその仲間たちを皆憐れみいとおしみ、裁判の初日から、特に兵士の中から、"民たちと思いはひとつ"と言った表明がなされていた。ボグド・ゲゲーン軍派遣大臣・官吏は、

アルド  
民の苦情を全く取り上げず、アヨーシを長とする民を直ちに裁き、商人の物品を強奪し、違法に管轄のノヨンに逆らい蜂起したとして罰するものとした。軍派遣大臣・官吏は、一揆の指導者アヨーシに対し特に厳しく扱い、過ちを認め闘争を止めると約束させようと何日も拷問した。しかし、アヨーシは全ての拷問に勇敢に雄々しく耐えた。」「裁定が下る頃にまた重要な意義ある事件が起きた。それは事の推移をずっと見守っていた兵士たちが、アヨーシに対し非情な扱いをし拷問し裁いていることを知り、擁護し騒ぎ出したのである。怒りに火のついた兵士たちは声をあげて次々に立ち上がり、アヨーシを即刻解放することを要求し、もし解放しなければ力づくで解放すると脅した。驚愕した派遣大臣・官吏側は拷問を止めるほかなく、騒ぎを起こした者たちをなだめようとの件を公正に裁定することを約束した」という。

B. リンチェンの歴史長編小説『曙光 (үүрийн түяа)』は19世紀末から20世紀初めのモンゴル(清朝末期からボグド政権時代を経て1921年の人民革命後まで)を、牧民シルチンの生涯を基軸に描いているが、太平天国の乱の噂に始まり、人びとが草原の風間に耳をそばだてている場面がよく出てくる。貧しい牧民シルチンは後に軍隊に入り、そして革命後、国の優秀牧民シルチン老人が軍の若い兵士たちを前に昔を語るところで小説は終わる。直接的なものは描かれないが、ドゴイラン運動は人びとの共感と広がりのなか伏流となって、1921年の人民革命へと繋がっていったのではないか。

### 3.「憲章77」

冷戦時代のチェコスロバキアで「プラハの春」の後の反動の時代に、国際人権規約の保証する自由と権利、ヘルシンキ宣言の実現を求めて、劇作家のヴァーツラフ・ハヴェル等は1977年、「憲章77」を発表した。改革派の人びとはこれに賛同し署名することで結集した。1977年第1期の署名は242名だった。当時「憲章77」に署名することは、即社会的制裁を受けることだったにも関わらずである。その後、1989年のビロード革命を経て、体制は崩壊、ハヴェルは選挙で初代大統領に選出されている。「憲章77」への署名は、「一揆」だったともいえるのではないか？

モンゴル研究会は、モンゴル語表記では” Монгол судлалын дугуйлан ”ドゴイランである。そして先達は会報の名をツェツエクノーリンドゴイランとした。これもまた「一揆」だったのか？

### 参考文献

勝俣鎮夫(1982)『一揆』岩波書店。

久留島典子(2001)『一揆と戦国大名』日本の歴史 第13巻 講談社。

Нацагдорж.Ш (1956) *Ар Монголд гарсан ардын хөдөлгөөн*.У.В.:Улсын хэвлэлийн газар.

Нацагдорж.Ш (1963) *Халхын түүх*.У.В.:Улсын хэвлэлийн газар.У.В.:УХХЭХ.

Нацагдорж.Ш (1978) *Монголын феодализмын үндсан замнал*.У.В.:Улсын хэвлэлийн газар.

Нацагдорж.Ш (1991) *Чингис хааны цадиг*.У.В.:Соёнбо хэвлэлийн газар.

Ринчен.Б (1951-1955) *Үүрийн түяа I-III*.У.В.:Сүхбаатар нэрэмжит улсын хэвлэлийн газар.

Sh. ナツアグドルジ(2016)『チンギス・ハーン』(吉本るり子訳)アルド書店。

ヴァーツラフ・ハヴェル(2019)『力なき者たちの力』(阿部賢一訳)人文書院。

(よしもと るりこ)